

第39回「安全管理マーク審議会」議事録

開催日：令和5（2023）年6月22日（木）

会場：東京文具工業健保会館 ホール

1. 試買品テスト報告及び当該試買品テスト報告に関する質疑応答

令和4（2022）年度 安全管理マーク商品テスト報告書並びに安全管理マーク規定に沿って、

1. テストの目的
2. 試験項目及び試験方法
3. 試験検査機関（指定機関）
4. 資料数
5. 資料購入期間
6. 有害物質試験
7. 硬さ試験
8. 移行性試験
9. 消し能力試験

について説明があり適合の可否に関し、すべての項目について、適合している旨、赤井委員より報告があった。

上記試験及び結果の補足説明として、以下の報告があった。

<補足説明> 1. JIS S 6050と安全管理マーク規定の違いと平成17年の安全管理マーク審議委員会の決議について

赤井委員より「テストの目的としては、日本字消工業会は、安全管理マーク規定による安全管理マークを添付された商品について、年1回試買テストを行うものである。本年度は平成17年の安全管理マーク審議委員会の決議に基づき、各会員より提出された資料、プラスチック字消しについて試験を行ったとなっている。平成17年度の安全管理マーク審議委員会の決議の内容を簡単に、後、安全管理マーク規定とJISの関係を事務局に最初に簡単に説明して頂きたい。」との要望があり、事務局より「先ず、JIS規格と安全管理マークの違いについてですが、JIS規格では、JIS規格のS 6050を見ていただきたいのですが、3.4で、香料は使用してはならないとなっている。それから、4. 形状のところに、角形、斜面型、円盤形及び円柱形とし、これらの形状のものでも使用上好ましくないものは除くとなっている。このJISの改正があった際に、学校で使う白で四角で一般的な消しゴムしか作っていない会社にとっては、JISマークを表示することによって、消費者の皆様へ品質等についての情報を提供することができると思うが、この工業会の中には先ほどの一般的な白の四角の消しゴムでなくて、例えば、星形或いは四角でも尖がっていたり、曲がっていたりいろいろな形状のものを作っており、それらの製品をお客様に見て買って貰う際に、今、述べましたJISにこれらの規定がある以上、JIS規格は打てないと云うことですが、これらの規定は満たしていないもののそれ以外の項目のJIS規格を満たしている商品について、何らかの形で、それらの情報を与えられないかと云うことで、このJIS規格で表示できないもの、つまり香料が入っていたり、自由な形のものについて、工業会独自で自主

規格として安全管理マークを設けまして、JISと同じような形で商品に安全管理マーク、私たちはクリーンマーク呼んでいますが、このマークを表示して、品質の確かさを確認して貰うと云う目的でJISとは別に制定を行ったと云うことです。先ほど質問のありました17年の審議会の折の決定事項なんです、安全管理マーク規定に9. 審議会と云う項目がありまして、(1)のところで、原則年1回開催すると云うのが今、開催させている審議会なのですが、(4)のところに、日本国内で販売されている字消しの性能を確認する為1年に1回試買テストを行いその結果を審議するとなっていて、その結果が今、ここにあります令和4(2022)年度 安全管理マーク商品テスト報告書です。この会が発足して今回が39回目なのですが、コロナで2回休んでいますので、40年近く行っているのですが、当初はここに出席されている委員の先生方に実際に市場のものを買って来ていただいてそれを評価したり、或いはそう云うことをやっていて特に問題も無かったため、外国製を行いましようとかいろんなことをやっていたのですが、実際にはこの試買テストで問題となることが発見されなかったもので、平成17年の折に、この試験そのものが高額なこともあり、出来たら工業会のメンバーが製造している製品について評価してもらいたいと云う話をここでさせて貰って、その時に委員の先生方の了解を得まして、それ以降、毎年工業会の会員が自社の製品を会員が選定したものを評価して貰っていると云うことです。」と報告があった。

<補足説明> 2. 有害物質の試験方法について

赤井委員より製品中に含まれる有害物質について「試験方法として、一般的に重金属を検査するEN71-Part 3の玩具の規格をそのまま使っていて、JISの方の規格も全く同じで、そのまま安全管理マーク規定にも盛り込まれている。狙いとしては、人間の胃液の濃度、塩酸濃度を模したような液に試験片を浸して調べる。実際には人間の身体に全部吸収されると云うものではないので、規格に記載される補正值を用いて補正し結果としている。」との説明があった。

<補足説明> 3. 硬さ試験の結果について

赤井委員より「最少と最大の数値を報告しますと最少が60最大が71で、平均すると65位となる。因みに50以上の数値と云うのは、一番使い勝手がよかろうと云われているところの硬さだと思うが事務局としてはどうですか。」との問いに対して、「規格を決めてから40年経っているので何故50になったのか根拠がよくわかっていないのですが、あまり柔らかすぎるとクニャクニャして消せない、塩ビ製と云うこともあって、スリーブを巻いていますが、柔らかすぎるとキズが入って折れたりすることも考えられます。一方、そのスリーブの問題を考慮しないとしても、一番この位のサイズで手で持って消しやすいのは、赤井委員からお話がありましたように、65～70位が一番しっかりしてて、消しやすいのではないかと思います。一概に硬さと消し能力が正比例の関係でないにしても、きっと軟らかい方がよく消えて、硬い方が消え難いと云うところが一般論としてはあると思います。消しゴムの場合、消したときの感触、タッチも重要だと思いますので、軽かったり重かったり、ネチョネチョしていたりと云うところがあり、このように手を替え品を替えいろんなバリエーションを発信することによって、お客様に色々楽しんで貰っているところもあります。そう云うところで、好ましいところは65～70位となるのでしょうが、今も申し述べた点も含め、50以上と云う規定を設けたものと考えている。規格値の設定に際しては、実用的なところから来ているものと考えている。」と事務

局より報告があった。

<補足説明> 4. 移行性試験について

赤井委員より「移行性試験は実用上問題になるから規定されているのか。」との質問があり、工業会側より「筆箱の中で塩ビ製の消しゴムは移行性を避けて通れないところがあり、そう云う事を起こさないためにスリーブを巻いて、使った後はこの中にしまっておく」と書いてある。現実の問題としては筆箱の中で鉛筆と接触しますし、皆さんもご経験されたことがあると思いますが、小さな電卓の上に消しゴムが乗っかっていたりすると、くっついて剥がすのに時間が掛かったみたいな経験があると思います。消しゴムに入っている可塑剤が接触している相手のプラスチック部分に移って行って、そこを溶かすと云う現象なのですが、塗料もプラスチックですので、鉛筆の塗料を溶かす、溶かさないと云う状況を確認するための試験で、JISで規定された鉛筆を使って試験をして下さいと云うことになっている。鉛筆によっては粗悪なものもあって、塗装の質によっては、この試験をした時に移行が見られることもあると云う状況ですが、あくまでもJISで規定された鉛筆を使うと云うことで、JISの鉛筆は今無いのですが、JIS相当であると云うことはメーカーからお墨付きを貰って、試験を行っているという状況です。」との報告があった。

<補足説明> 5. 消字性について

赤井委員より「今回の試料1～6すべて規格値以上、80%以上でした。皆さんの消しゴムよく消えていて、下が94で、最大が97、平均すると95、96で感覚的に90を超えてくるとよく消える。95に行くときよく消えている。逆に最低の80だとちょっと消え難いかなと正直なところ個人的な感想としてある。」との発言があり、併せて赤井委員より「消字率のパーセントを引き上げることはないのか」の問いがあり、工業会側より「今のところありません。消字率については、昔は70%だったが80%に上げた経緯がある。」との報告があった。使用・消費者側委員より「以前は非塩ビ製のものが消え難いと云う事があったが、段々消えるようになってきたと云うことで引き上げた経緯があるが、試買テストの中に非塩ビ製のものがないので、現状としてどれくらい消えているのか分からないところである。塩ビ製のものは元々消えると云われていて、過去のテストでも90パーセント以上であったが、非塩ビ製は当時出たときは、そんなに消字率はよくなくて、それではまだ駄目だろうと云う事があって、確かパーセンテージを上げた記憶している。今、現状どうなのかちょっと分かりませんが、安全管理マークでも、すべて80%以上となっているので現状問題ないのではないかと考えている。」との発言があった。赤井委員より「安全管理マーク規定も現行JISにおいても、塩ビ、非塩ビ問わない。プラスチック字消しにおいては一律80%以上と云う事で、皆さんが取り扱っている非塩ビ製のものがあれば、この規格を満たしているという事ですね。実際にどうなんでしょうか。皆さんの作られているシェアとしてはどれくらいのものでしょうか。」との質問があり、工業会側より「非塩ビについては、以前は多かったのですが最近、あんまりで消えづらいと云うところもあって。」との発言があり、赤井委員より「この間、中国の方で塩ビ関係の消しゴムについての報道がありましたよね。工業会の皆さんではなかったが規制に引っかかっていた。このことから非塩ビと云う事にはならないか。」との発言あり、工業会側より「あれはフタル酸の規制に関するもので、規制以前の製品で店頭にあったものについて云われていて、店頭に並んでいるものの方が刺激的になるので、そう云う形をされたのかも知れませんが、そこを指

摘されるとメーカー側としてもやりづらいところがあったのではないかと。以前にもよく似たことが香港であり、やり玉に上がったことがある。中国ではその規制となりましたので、このように非フタルについて云われるが、非塩ビは云われなくなって来ているような気が一時よりします。」との報告があった。使用・消費者側委員より「今の話から、全体からすると数パーセント位と云う事でしょうか。」との発言があり、工業会側より「現状は非フタル酸の方が話題に上っていると考えている。」との発言があった。また、工業会側より「例えば欧州のブランドは、どちらかと云うと非塩ビと云う考え方で、日本国内で売られる場合も非塩ビと云う感じがしますが、先ほども話のありました、フタル酸か、非フタル酸かについては、最近以前に比べて、字消しについても、注目されていて、当然、玩具については昔からしっかり規制を行っていますが、現状としましては、先に話のありました中国での規制もあり、日本内においてもそう云う機運になって来ていて、置き換わって来ていると思われ、日本において規制はないが、自主的にそのようになって行くのではないかと考えているところです。」との発言があった。工業会側より「ただ、80%の話もそうなんですが、非塩ビは塩ビと消し比べてみると。消え難いので、日本のお客さんには受け入れて貰えないと云うところもありますし、元もとの発端は塩ビそのものがバッシングされた時に塩ビ製から非塩ビ製への移行が進められたのですが、現状そのような波は静かになっていることもあって関心が薄れたのではないかと考えている。消字試験は装置を用いますので、人間が行うのと異にするところがあり、人間は消すときに上手に圧力変えたり、速度を変えたりしますので、機械では消えていないものでも、手で消すと遜色が無いと感ずる場合もあります。研究開発と云う意味ではこの数値が指標となる場合もあると思いますが、一般市場に出すものについての規格の数値としては、80%以上にしておけば実用上の問題はないと考えておまして、今のところそこに手を入れようかと云うことは考えていないが、ご意見聞かせて頂き、議論させて頂くと云う事を否定するものでありません。」との見解が示された。

<補足説明>6. 安全管理マーク規定の制定の経緯について

使用・消費者側委員より「この会のそもそもの始まりを説明された方が。」との要望があり、事務局より「資料持って来ていないので正確な話は出来ませんが、一時重金属の問題が色々家庭用品の中で注目された時期があり、この会が出来て40年ですから40年ほど前、1980年代頃になるでしょうか。当時、いろんな商品を検査していて、例えば化粧品、衣料品とかおもちゃ等で、そう云う機運が高かった。東北の山形で消しゴムの調査をしたら、重金属が出て来たことと云うことがありまして、それが新聞発表されて、当時の通産省に工業会の担当者も呼ばれたみたいですが、それは工業会のメンバーが作っていた製品でなかったのですが、実はそれより前に粘土に使っていた顔料で重金属の問題があって、工業会の人たちはそのことがあって、それ以降使わないことにしていたみたいでした。問屋さんがそんなものはいらないと云うことで含有の区別なく返品されて来たそうです。前任者から聞いた話ですが、勝手に新聞記者が工場の中に入って来たことと云う事で、憤慨していました。それを機にJISの改正が行われまして、当初は3元素でしたが、それが規制対象の発端となって、JISの改正が行われたのですが、その審議の過程で委員の中から、先ほど申し上げましたように、工業会のメンバーの中には、香料を入れているものもいますし、四角のものではなく形の変った物も製造しているとのことで、その人達をカバーするために、どんな方策がありますかと云うことで、JISの改正と並行しつつ、安全管理マーク規定を設けて、JISで云うところの、形状と香料のところだけ外したもので、それ以外は

全部JIS規格に準拠している形で、秋頃にJISの改正がなされ、年が変わった1月に大々的に字消工業会として安全管理マークの制度をプレス発表したみたいで、このように、消しゴムの中に重金属が含まれていたと云う新聞発表を発端として、JIS規格が改正されたと云う流れなのですが、それとは別のエピソードを前任者から聞かされていて、それもどうも東北なのですが、冷蔵庫の中に板チョコレートの形をした消しゴムが保存されていて、それを食べてしまったと云う話がありまして、今となつては、それを裏付ける資料は見当たらないんですが、食べてしまったので、それを分析したら重金属出て来て問題となったとの話を聞いていまして、そのように理解していました。このようなことから、安全管理マーク規定の10.日本字消工業会々員の責務の(5)に会員は「マーク」の権威を保持する為、万全を期さねばならない。食品類とまちがいがしやすいものは、製造しないこととなっている。食べ物の匂いは入っていますが、食べ物の形状に似たものはやってはいけないことになっている。この縛りで、ここにいてる人達は商売のチャンスを失っていると云うことは無きにしても非ずと云うところですが、食品の匂いを付けていても形状については、絶対に食品に似せないことになっている。少し話は違うが、以前もお話しホームページの審議会報告にも残っているのですが、チュウインガムの会社が噛んだ後、練り消しになると云う練り消しガムをつくりまして、その製品の発表をホームページで見たものから、当時の会長と相談して、工業会として注意喚起したことがあった。それはチュウインガム屋さんの練り消しは食品だからいいですが、我々がつくっている練り消しを誤って口にされると問題だと云う事をアピールしました。その時に表示は変えるとのことでご対応頂きましたが、当然、それ以上どうするこうするとの権限も工業会にはないのでそれで終わりましたが、特に我々が危惧した問題も無くてよかったですけどそんなこともあり、色々話をさせて頂きましたが、このような経緯で、食品と間違いやすいようなものはつくらないと云う規定となっている。」との報告があった。使用・消費者側委員より「自分たちを製造しないこといつも謳ってらっしゃると云う事は、すごく大変なことだと毎回思います。消しゴムの一番のお客様は小学生なので、少子化は問題だと最近は思います。」との発言があった。

<その他の質疑応答> 7. 海外製品について

使用・消費者側委員より「最近、海外のメーカーのものが結構入って来ていて、大きくて子供の手に掴みやすく消しやすく、まとまりやすいと云う評価のものがあって、纏まりやすいについては、後から人為的に撮影したと云うことで、実際には纏まらない。大きいので手に掴みやすいと云う事で、それで人気が出て来ていると云う話があって、海外のメーカーだが品質的にはどうなのか。日本の工業会に入っていないので、野放しなのか、ある程度の規格や規制に則っているのか。」との質問があり、工業会側より「海外からの分については、してないと思いますが、ただ性能的には以前と比べると相当上がって来ていますので、遜色ない形になって来ていると思うが、JISで規制されているようなものは使われていないと思いますが、そこまで分析もしていないので、そこがどうだと云われても分からない。国際的にも消した後は纏まりやすいと云う方向になりつつあり、それの方が学習した後に掃除し易い。」との発言があり、同使用・消費者側委員より「売りは消しやすく、纏まりやすいであったが、纏まりやすいは嘘だった。」との指摘に関し、工業会側より「纏まりやすいは使って見ないと分からないところもあるが、消えに関しては、以前より消えるようになって来ていると思う。」との発言があった。

2. 経済産業省国際標準課岡本委員よりの傾聴内容（要旨）

皆さん初めまして、改めまして経済産業省の国際標準課の岡本と申します。

安全管理マークの審議会に出席させて頂いたり、規定のところに前任者の名前が載っていたりと云うところで、字消工業会とは長い間、お付き合いさせて頂いているところです。

今日の審議会の感想と致しましては、先ほどおっしゃっていたJIS S 6050と云うところで、私共、国際標準課ではJISの管理、JISをつくっていく上での事務局の機能をなしている。JISで対象としているところはもちろん、業界でJIS以外の商品価値みたいなのところもきちんと手当てをして行くと言う姿勢に、こんなに皆さんが情熱をかけていらっしゃることに驚いたことと、私も子供が小学生だったりとかして、消しゴムが無くなっても、気軽に使えるイコール安心して使っていると云うことで、ずっと努力をされて来ていることで、消費者は無意識のうちに消しゴム使って、無くなったら、次使うものも安心して使えることができるとほんとに強く実感致しました。

今日、どんな審議会になるんだと云う事で、資料を事務局にお願いしたのですが、きちんと試験をしながら品質を保ちつつ、先にも申し述べましたいろんな化学物質の規制がどんどんきつくなって行く中で、それでもより消えるもの、きれいな形のもの、価格は安く使いやすいものと云うニーズはあるのですけれども、要求が厳しくなって来ているところで、その中で私も経産省と云う産業界担当させて頂いている役所プラス一消費者として、ほんとに安心して使えるものを引き続き提供していただければと強く感じました。そう云う意味では今日はありがとうございます。

日頃はJISや国際標準であるISOの関連の業務をやっているんですけども、最近の動向と云うところで、お時間を頂戴したいと思っております。JISも国際標準も元々はいろんな製品の共通化とか、基準に基づき安全を確保していくと云うところで、スタートしていますが、ここ3～4年は、特に製品の性能と云うよりも、製品と並行してサービスを提供して行く、サービスの規格と云うものが増えて来ています。例えば、工場で使う産業機械として、ロボットを使ってまいりますけれども、今まで、人とロボットが完全に分離をしていて、人がロボットのいる領域には入らなかったが、協調、協同して行くと言うことで、垣根を取り払いながら、どうやって、安全を担保して行くか。安全要求と云うのがJISとかISOで作って行く内で、そう云うコンサルをする。サービスをして行く上で、どう云う組織の要件が必要になってくるかみたいな、そう云う規格が今増えていると云うのが、規格を見ている中で感じているところです。

一方、規格は規格を作って終わりではないと云うところがあり、こちらの字消しの規格も追補を出されていたり、今後もしかするとJISを改訂して行くこともあるかも知れないのですが、作った後、5年毎のメンテナンスが非常に重要となってくる。国際規格を見ながらメンテナンスをする等。また、一番大変だなと思うのは、事故があったりして変えざるを得ない、私もそう云うJISを担当させて頂いたこともありましたが、事故対応でやらざるを得ないと云うところもあります。メンテナンスすることによって、もっと、その新しいサービスを提供できるようにして行けて、そう云うところの幅が大きい。字消しの場合も、引き続きメンテナンスを行っているともしかすると、ちょっと今まで考えたこともないサービスが生まれ、そう云うことでJISをつくられるかも知れないと思ったりします。

これに対して、国際標準のISOの世界に関し、先週金曜日にISOの会長と事務総長が日本

に来ており、事務局の会合と云うところで、出席して来たのですけれども、今、ISOは環境をどうするか、いろんなポリューションと云うふうに会長がおっしゃっていましたが、土壌汚染とか水質汚染とかプラスチックの問題を規格を使って解決するところはどう貢献できるのかを模索しようとしているところがあったり、それとは別に新聞記事にもなっていますが、AIをどう使って行くか。AIの技術としてどんどん新しいものが出て来ている中で、その使い方、人間が使って行く中での倫理も含めて、どうやって行くか、今、新しい技術とそれを使って行く上での規格と云うところの関係性を非常に模索しつつあると云うところがありました。

最後には、日本もそうなんですけれども、ゼロエミッションとか環境と云うところで、環境、CO₂を排出しないと云うところに、どう云うふうにして自分たちはコミットできるのか。特にここは、欧州の企業が排出基準を自分達で作って行くところ、各国で主導権争いをしているところなんですけれども、そこは私どもが事務局であると同時に産業界に関係する役所と云うところで、欧州に先にルールを作られないように、日本のいいところをどう出せるかについて、製造局とか部署、局を跨いで一団となって対応していく形で今取り組んでいるところです。中々、これらの問題にすぐに答えが出せる時代ではないと云えますが、その問題自体がすごく複雑になっていて、社会課題をどう解決するかみたいなことが日々云われていますが、そう云う中でも日々の生活において、毎日いろんな製品を消費して生活をしていくという我々が、日本の良さ、安全とかきちんとした製品を使うところプラス、今後の地球の持続可能性と云いますか大ききの違うベクトルの違う問題を考えながら仕事をして製品を提供していただいて、私達が政策として方策を考えますので、具体的に、こう云うところをやりたいと云う時にはいろんな相談をまたいただければと思っております。どうぞ宜しくお願いします。

3. 生分解性プラスチックを使った字消しについて

工業会側より「環境にやさしい消しゴムを以前作りました。」との発言があり、別の工業会側より「我が社も作りました。」との報告があり、工業会側より「生分解性プラスチックを使い、時間が経つと消えて無くなる。時代的に早く作りすぎたのか、或いはちょっと値段が高すぎたのか。使った材料が全てバイオで、植物が造り出したような原料で作ったものですから、輪をかけて販売価格が上がった。設備も最新のものを入れて作ったのですがコケました。」との発言があり、使用・消費者側委員より「何年ぐらい前ですか。」との問いに対し。工業会側より「10年以上前になる。」との発言があり、他方工業会側より「種子油で種から取る油ですが、それで合成した消しゴムをつくったことがあるが我々もこけた。」との報告があった。使用・消費者側委員より「環境にやさしい自然に帰るプラスチックと云う事で、いろんな製品が出ていますけれど、課題があつて、例えば、釣り具の餌の替わりのワーム、あれも自然に帰ると云うことになっていたが、ちょっと大変で、最近、海外あたりからも、入って来ているんですが、ちゃんと分解することが証明できないと、優良誤認と云いますか、他のものと大きな差はないのに、自分のところのものは良いですよと云うような印象を与えてしまうと怒られるしまうので、皆さん苦労されてるみたいだ。」との発言があった。工業会側より「今日ですが、ゴミを削減と云うことで、コーヒークップを食べれるカップで作っていると云う事で、本当に廃棄物を減らしていく。40分ぐらいカップとしてもつと云う事で発想がすごいなと感じた。朝のニュースで紹介されていた。」との報告があった。使用・消費者側委員より「お祭りのたこ焼きのお皿、洋服

を吊るためのものが塩ビから段ボールや紙に替わっていて、SDGsを謳っている。」との発言があり、他方使用・消費者側委員より「やっていると云うことをアピールすると云うのが重要である。採算は合わないかもしれないが、常設コーナーを作って、常にこういう事に挑戦していると云う事をアピールするのは大事。」との発言があった

4. スリーブ使用する古紙の古紙含有率について

使用・消費者側委員より「スリーブは古紙50%以上でしたよね。この辺を上げると云うのは難しいですか。」との質問があり、工業会側より「最近、紙のメーカーさんが古紙含有率を保証しないと云ってきている。配合は60%、例えば、70%入れてますと、だけど工程のバラツキで調整しないといけないので、表記している配合比率を保証するものではありませんと去年の末頃から情報出て来て、我々もグリーン購入法で自己申告して申請しているがそれを取り下げないといけないのではと云うことについて、会社の中で検討しているおころです。紙の件については、結構、我々も皆さんも振り回されているところがあるんじゃないかと」との発言があり、併せて工業会側より「納入先からそう云う何パーセントですかとの問い合わせがあるが、紙のメーカーに確認しても、出さないとのことで、全体としてどっかで統一する形でないと進みづらいところもあるのではないかという感じがしている。」との発言があった。

5. 消し屑の廃棄について

工業会側より「昔来られた委員の先生方の中に、消しゴムを彫って版画をつくる、消しゴムはんことか呼ばれて、テレビでも取り上げられていますが、彫りやすく、ほんとに素晴らしい作品を作っておられる方がいるのですが、消しゴムは字を消すもので、彫って捨ててしまうのはけしからんと云われたことがある。」との報告があり、使用・消費者側委員より「廃棄物として捨てる時に何か云われることはありますか。」との質問があり、工業会側より「何年か前の審議会で話をしようとして準備していたのですが時間がなくてできなかったのですが、ある図書館で紙コップに消し屑を入れてください。図書館の自習室で受験勉強するなどした際に、そこら中にばらまかれなくするために、紙コップを持参して、一旦、紙コップに入れて指定の場所に捨てて帰りましょうと運動をしている図書館がある。」との報告があった。工業会側より「各社さんみんなやられていると思うのですが、廃棄物をどれだけ減らすか。ロスを減らす。作り方を工夫してどれだけ原材料を有効に使うかと云う事を常に考えている。それは我々の利益にも繋がる場所でもあるので、そこはしっかりやられていると思う。」との報告があった。工業会側より「昔東京のスポーツ新聞が工業会に消しカスは燃えるゴミですか、燃やせないゴミですかと問い合わせた。ありきたりの答えで、お住いの自治体の処理の方法に従って下さいとしか云いようがないのですが、東京の新聞だったので、東京でゴミ処理を担当しているいくつかの部署に問い合わせしてみたところ、中に、消しゴムの滓なんて大した量でないですよ。当然、ゴミ出されるときは袋で出されて、その袋は紙製でなく、プラスチック製ですよ。その程度の量でしょうから、別にどっちに捨てて貰ってもいいですよとおっしゃった担当者もおられた。なるほどなとその時は納得しましたが、でも、プラスチックの分類になると思う。プラスチックであっても、自治体によっては、燃やすところもあるし、埋め立てにするところもあると聞いている。一概に云えない。但し、余り遠くに捨てる移動の為に燃料費が嵩んでサステナブルでないのではとの考えもあるみたいです。」との報告があっ

た。使用・消費者側委員より「ちょっと前になりますが、川崎で、分別するようになって、生ごみだけでは全然燃えないらしく、重油をかけて燃やしているので同じですよと云われたことがあった。」また、使用・消費者側委員より「プラスチックはよく燃える。ダイオキシンの問題もあったが、以前焼却炉関係の会社にいたが、簡単に云うと掃除機みたいなもので、排ガスを濾して排出するので、ダイオキシンをはじめ取り除かれてしまう。」との発言があった。工業会側より「随分昔の話ですが、ドイツでゴミの分別を行っていた。四つぐらいの大きな捨てる場所があった。大きな化学の国際見本市会場で、分別用のゴミ箱が設けられていたが、それを見ていた人がいつも回収車が一台しか来ないと云っていて、全部まとめて持って帰っているのではないかと疑っていた。先ほどおっしゃったように啓蒙しましょうと云うところがあり、将来のために分別することを身近なものとするために、そう云う場所を使って進めていたのかも知れない。」との発言があった。使用・消費者側委員より「東京都の都市伝説も入り口は違うけれども最後は同じの事をまことしやかに云われている。」との発言もあった。

以上

◎出席者（順不同 敬称略）

| | |
|-----------|---------------------|
| 岡本並木 | 経済産業省 産業技術環境局 国際標準課 |
| 赤井尉浩 | 一般財団法人 日本文化用品安全試験所 |
| 村田政光 | 元一般財団法人 日本文化用品安全試験所 |
| 柿本章子 | 主婦連合会 |
| 秋吉セツ子 | 全国地域婦人団体連絡協議会 |
| 伊藤忠彰 | 日本字消工業会会長（ラビット株式会社） |
| 徳山太 | 株式会社シード |
| 新谷全利 | 株式会社シード |
| 塚田輝夫 | 有限会社アミン |
| 生沼秀樹 | ヒノデワシ株式会社 |
| 矢島泰行 | 株式会社ヤジマ |
| 横瀬慎也 | ぺんてる株式会社 |
| 辻尾伸二（事務局） | ラビット株式会社 |